

2011.11.9

## 公開質問状

九州電力株式会社代表取締役社長 眞部利應 殿

名城大学教授・弁護士	郷原信郎
九州大学大学院 法学研究院教授	阿部道明
公益社団法人日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント協会 理事	古谷由紀子

我々3名は、2011年9月末まで、九州電力第三者委員会の委員長及び委員として活動してきた者ですが、当職らが作成し、貴社に提出した同委員会報告書に関して、貴殿が行われている発言が、当職らの名誉を棄損する疑いがあるものと考えるので、その発言の趣旨及び根拠について、下記の事項について公開質問を行うものです。

### 記

貴殿は、本年10月14日、九州電力株式会社が、「経済産業省主催の県民説明番組への意見投稿呼びかけ等に関する事実関係と今後の対応（再発防止策）について〔第三者委員会提言を踏まえた最終報告書〕」と題する文書を経済産業省に提出したことに、同日午後福岡市内で行われた記者会見において、第三者委員会報告書に関連する質問に答えて、「私どもが無実と考えている、いろんな方の供述から判断して、無実だという方にですね、濡れ衣をきせるということは、これは一刻もゆるがせにできないんですね。」などと発言し、さらに、11月4日、九州電力社内イントラネットに掲載した「メール問題に関する今後の対応について」と題する社長メッセージの中でも、「第三者委員会の報告書について、丸のみ（今でも丸のみに近いのですが）して知事に責任を押し付けることは、今まで嘘をついていたという嘘をつくことであります。同時に無実であると確信している第三者に濡れ衣を着せることであり、企業として、人間としてもそのようなことは断じてできません」などと述べています。

これらは、要するに、第三者委員会報告書の内容が「無実の人に濡れ衣を着せるもの」という趣旨の発言と受け取れるものです。

我々が、九州電力第三者委員会として取りまとめた報告書は、第一次的には、17名からなる弁護士チームによる多大な時間と労力をかけて行われた慎重な調査の結果に基づき、

さらに各委員による委員会独自調査の結果をも踏まえて取りまとめたものであり、上記県民説明番組への意見投稿呼びかけ等の行為についての九州電力の組織としてのコンプライアンス問題について、十分な根拠に基づいて適切な事実認定を行った結果を記載しているものです。

そのようにして当職らが責任を持って作成提出した報告書の内容に関して、公開の場において、或いはそれに近い形で、「無実の人に濡れ衣を着せるもの」などと重ねて発言されていることは、第三者委員会の委員長及び委員として同報告書を作成した我々の名誉を棄損する行為であり、到底容認できないものです。

上記各発言における「無実の人に濡れ衣を着せる」というのは、第三者委員会報告書のどの部分のことなのか、それはいかなる根拠に基づいて言われているのかについて、2011年11月15日までに、御回答ください。

(御回答は貴殿において御公表ください。公表されない場合には、当方で公表させていただきます。)

なお、我々としては、上記発言は、九州電力の組織的な意思決定に基づくものではなく、貴殿個人の判断で行われているものと考えており、本公開質問は、企業組織としての九州電力に対してではなく、貴殿個人に対して行うものです。本質問については、貴殿個人の責任において御回答頂くようお願いします。

以上